

鳥取市非核平和都市宣言推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市非核平和都市宣言推進事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、戦争の悲惨さと核兵器の危険性を伝えるための写真展の開催等を通じて、非核平和都市宣言（昭和58年3月28日制定）の意義を訴える活動を行う非核平和都市宣言推進鳥取市実行委員会（以下「実行委員会」という。）に対し補助金を交付し、もって住民への平和思想の普及及び平和への願いを一層強固なものとするを目的とする。

(補助対象経費)

第3条 本補助金の対象となる経費は、当該年度において実行委員会が行う前条に規定する活動に要する経費とする。

(補助金算定等)

第4条 本補助金の額は、前条の補助対象経費（負担金等の特定財源を除く。）に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第5条 本補助金の交付申請は、活動計画及び収支予算書を添付して行わなければならない。

(実績報告)

第6条 規則第12条に定める実績報告は、活動報告書及び収支決算書によるものとし、毎年4月30日までに行わなければならない。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、総務部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。